

## 五監公告第17号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成24年9月27日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
平 井 敏 弘

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 監査の対象課

消防本部・消防署

### 3. 監査の範囲

平成23年度の財務に関する事務の執行

### 4. 監査の実施期間

平成24年8月30日～平成24年9月27日

### 5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

### 6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

## (1) 指摘事項

### ① 土地の借地契約について

消防施設用地(防火水槽等)の借用において、無償となっているものの契約書のないものが散見された。地方自治法第234条第5項では地方公共団体が契約当事者となる契約にあっては、その後における両当事者の法律関係を明確にかつ当該法律関係を確定的にしておかなければならないとされており、後におけるトラブル防止の観点からも必要と考えるところであり、法令、規則による適正な事務処理に努められたい。

### ② 補助金交付事務について

私設消防団補助金の実績報告書について、補助金交付規則によらない事務処理が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。

## (2) 所見

住宅用火災警報器の設置の義務化については、新築住宅が平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日から適用された。

平成24年6月1日での本市の設置状況は、県平均を下回っているが、市民の生命と財産を守るためにも住宅用警報器は有効な手段であり、更なる普及啓発を望むものである。